

## 生産施設面積率の見直しについて

### 1. 生産施設面積率区分の見直し

#### (1) 見直し内容

現在 10% 刻みとなっている区分については、5% 刻みの区分へ変更する。

現在 40% となっている上限については見直しを行い、例えば 65% までの引き上げを検討する。

#### (2) 見直しの背景

##### 細分化

生産施設面積率の緩和検証結果を踏まえると、10% 刻みとしている区分については、5% 刻みとすることで、より実態に即した区分となるのではないかと考えられる。

##### 上限の引き上げ

同様に、生産施設面積率の緩和検証結果を踏まえ、環境負荷排出量の実態に即した生産施設面積率を設定するとすれば、上限の引き上げも検討が必要であると考えられる。

### 2. 業種ごとの生産施設面積率の見直し

#### (1) 見直しの対象業種

工場立地法の全対象業種（製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業）

#### (2) 見直し方法

過去 2 回の見直しに際しての環境負荷排出量の実態を踏まえるとともに、今回、新たな調査を実施して直近の低減率の実態を把握し、適用する生産施設面積率区分の見直しを行う。

生産施設面積率区分の見直しに際しては、一段階に限った移動（緩和）に限るのではなく、環境負荷排出量低減率の大きさに則した生産施設面積率区分を適用するものとする。